

限度額適用認定証の申請・更新手続き

【入院や高額な外来診療を受けるとき】

国民健康保険加入者は、事前に「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、窓口での支払いが世帯の所得に応じた自己負担限度額となります。認定証は申請月の初日から有効です。また、住民税非課税世帯は入院時の食事代も安くなります。

なお、70歳未満で国保税の滞納がある世帯の人には、原則として認定証は交付できません。

申請に必要なもの・・・認め印、保険証、マイナンバーがわかるもの、直近に納めた国保税の領収書（口座振替・特別徴収以外の人）

【令和2年8月1日以降も、入院や高額な外来診療で認定証が必要な場合】

更新の手続きをお願いします。受付期間は、令和2年7月1日(水)から8月31日(月)までです。

国保税の納付確認ができない場合や、市外からの転入者で課税状況が不明な場合などは、窓口で即日交付できないことがあります。

更新の条件（70歳未満の人）

令和2年8月1日現在で国保税の未納がない世帯の人（納付期限が令和2年7月31日までの国保税）

- ・納付書支払いの世帯は、7月中旬に納付書が届きますので、7月分を納付後に申請ください。
- ・口座振替の世帯は、これまでの納付状況によっては後日送付となる場合があります

国民年金保険料免除制度があります

病気や失業などの経済的な理由で保険料を納付することが困難な場合は、所得に応じて保険料の全額もしくは一部が免除になる、保険料免除制度があります。

問合せ 国保ねんきん課 年金係 ☎33-4105 八代年金事務所 ☎35-6143

令和2年度の国民年金保険料・・・月額16,540円

保険料免除や納付猶予、学生納付特例に該当すると、承認された期間（一部免除は残りの保険料を納付した期間）は、老後に受け取る老齢年金の受給資格期間の判定、障害年金や遺族年金などの納付要件を判定する際に、納付されたものとして取り扱われます。

保険料を未納のままにしておくと、老齢年金はもちろん、障害年金や遺族年金も受けられなくなることがあります。納付が困難な人は、国保ねんきん課年金係または八代年金事務所まで相談ください。

なお、免除された期間は老齢年金の額を計算するとき、全額納めたときに比べて減額されますが、追納制度を利用すると、満額の年金額に近づけることができます。

追納とは、免除を受けた期間の保険料を10年までさかのぼって納めることができる制度です。

(令和2年7月現在)

免除の種類	所得判定対象者	納付すべき月額 注1)
全額免除	本人・配偶者・世帯主	0円
4分の3免除	本人・配偶者・世帯主	4,140円
半額免除	本人・配偶者・世帯主	8,270円
4分の1免除	本人・配偶者・世帯主	12,410円
納付猶予 注2)	本人・配偶者	0円
学生納付特例	本人	0円

注1)：4分の3免除、半額免除、4分の1免除については、納付すべき月額を納めないと未納扱いになります。

注2)：平成28年7月分から、対象年齢が30歳未満から50歳未満に拡大されました。

新型コロナウイルス感染症の影響による国民年金保険料の免除・猶予

2月以降に収入が減少し、かつ当年中の所得見込みが、現行の国民年金保険料の免除などの水準になることが見込まれる人は、国民年金保険料が免除・猶予される場合があります。

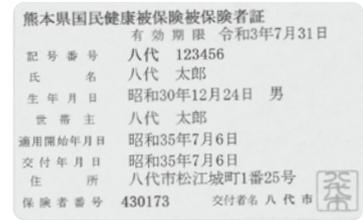
※詳しくは国保ねんきん課または八代年金事務所まで問い合わせください。

国民健康保険

問合せ 国保ねんきん課 保険税係 ☎33-4113

8月に保険証が変わります（黄色→桃色）

本市の国民健康保険被保険者証（保険証）の有効期限は、7月31日（金）までです。（一部の人を除く）8月1日（土）から使用する新しい保険証は、**桃色**で、7月上旬に簡易書留で郵送しますので、必ず受け取りをお願いします。



国保税の納付書を送付します

令和2年度の課税所得（令和元年中の所得）が確定し、国保税の年税額を本算定しましたので、納付書を7月中旬に、世帯主宛に送付します。世帯主が国保加入者でない場合でも、納税義務者は世帯主になります。

第4期（7月）以降は、本算定した年税額から、第1期～3期（4月～6月）の課税額を差し引き、残りの金額を9カ月間（7月～3月）で調整した額を納めることになります。

軽減判定所得の拡大

低所得者世帯には、均等割と平等割の軽減が法で定められています。

国保税の軽減判定所得の基準が見直され、令和2年度の本算定から、5割軽減と2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得が、拡大されました。

均等割と平等割が軽減される世帯

7割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円
5割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 28.5万円
2割軽減の世帯	前年の総所得金額等 ≤ 33万円 + 加入者数 × 52万円

※前年の総所得金額等は、「世帯主」・「国保加入者」・「国保から後期高齢者医療制度へ移行した人」の前年の総所得金額等合算

課税限度額（年間最高額）の変更

国保税額の算出額が課税限度額を超えた場合は、課税限度額が国保税額となります。その課税限度額が右記のとおり変更になりました。

	[現行]	[改定後]
医療分	61万円	63万円
後期高齢者支援金分	19万円	19万円
介護納付金分	16万円	17万円
合計	96万円	99万円

倒産や解雇などで離職した人に対する軽減制度

倒産や解雇、雇い止めなどにより離職した「非自発的失業者」に対する国保税や高額療養費などの自己負担限度額が軽減される制度が実施されています。

軽減内容

離職日の翌日の属する月から、その月の属する年度の翌年度末まで、該当する人の給与所得を100分の30とみなして国保税を決定します。給与所得以外は軽減されません。

対象者

次の3つすべてに当てはまる人が対象になります。

- ・国民健康保険に加入している
- ・離職日時点で、65歳未満
- ・離職時に交付された「雇用保険受給資格者証」の離職理由（数字2桁）が次のいずれかに該当する
倒産、解雇などによる離職 離職理由コード……………11・12・21・22・31・32
雇用期間満了などによる離職 離職理由コード……………23・33・34

※ 詳しくは、市ホームページを確認、または問い合わせください。